

衆議院法務委員会ニュース

平成 27.7.14 第 189 回国会第 32 号

7月14日（火）、第32回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）（犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大等について）

・上川法務大臣、山谷国務大臣（国家公安委員会委員長）、葉梨法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

國重 徹君（公明）

- ・本法案において、通信傍受の対象犯罪の範囲の拡大を行うこととしているが、どのような考え方やし基準で対象犯罪を追加したのか、また、現行制度に比べてその基準が緩やかになったのではないかとこの考え方について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・追加する通信傍受対象犯罪に関する立法事実について、①殺傷犯関係、逮捕・監禁、略取・誘拐、人身売買関係、②窃盗・強盗関係、詐欺・恐喝関係、③児童ポルノの提供に関する犯罪に関し、現に重大な脅威があるか、社会問題化しているか、それぞれ伺いたい。
- ・新たに追加される対象犯罪において、通信傍受という手段に必要性かつ有用性があるのか、伺いたい。また、通信事業者等の立会いに係る過度の負担を軽減するため、通信傍受の手続を合理化しているが、この立会人が担っていた役割が本法案において代替されているのか、伺いたい。
- ・改正後の通信傍受で用いられる特定電子計算機の適正性を担保するに当たり、どのような技術的な措置を講じようとしているのか、警察庁に伺いたい。

黒岩 宇洋君（民主）

- ・通信傍受の対象に追加される犯罪のうち、組織窃盗、暴力団等による殺傷事犯及び振り込め詐欺について、近年の認知件数、被害額等の推移を伺いたい。また、10年前と比較してこれらが減少した原因について伺いたい。
- ・組織窃盗について、定義も統計もなく、典型例である自動車盗の件数も減ってきている状況で、通信傍受の対象に追加する立法事実があるのか、伺いたい。
- ・通信傍受の対象犯罪は必要最小限にすべきとの考えから、対象に追加する犯罪を振り込め詐欺に限定することについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・現場共謀については実際には事前に把握して傍受することはあり得ないと考えるが、新たに対象に追加され

る犯罪について、現場共謀の場合にも一定の組織性要件を加重する効果が見込まれるのか、また、必要最小限の犯罪に限定するという平成11年の法案審議時の修正の目的が果たされるのか、伺いたい。

鈴木 貴子君（民主）

- ・電話傍受が憲法上許される一定の要件を示した平成11年12月16日の最高裁判所判決、法務省ホームページ及び法務大臣の答弁によれば、憲法第21条第2項（通信の秘密の保護）との関係で、通信傍受は公共の福祉の要請に基づき、必要最小限の範囲内で認められるとのことである。対象犯罪を窃盗や傷害等の日常的な犯罪にまで拡大する本法案は、その必要最小限の範囲を超えるものと考えられるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案で九つの罪種が追加されるが、これらの罪種を通信傍受の対象とすることが必要最小限の範囲内と考える根拠について、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。
- ・本法案に加重要件として新たに追加される対象犯罪の通信傍受の実施要件については、これまでの数人共謀や補充性などの要件に加えて一定の組織性の要件が必要となるが、更に「反復継続性又は指揮命令系統」の要件も追加すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・通信事業者の負担軽減の観点から、通信傍受手続の運用の適正性について第三者機関が監視する仕組みを設けるべきと考えるが、これについての見解を伺いたい。

井出 庸生君（維新）

- ・犯罪に関係のない通話まで傍受されるのではという国民の懸念を払拭するため、また、通信傍受法制定の際、暴力団対策に重点が置かれていた経緯からも、通信傍受の対象事件を拡大するのなら、その犯罪が暴力団によって行われた場合に限定すべきであり、電話傍受の合憲性が争われた事件で、平成11年に最高裁が示した重大な犯罪

にかかると疑われる事件という基準にも合致すると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・振り込め詐欺をなくするために通信傍受の対象事件を拡大するという目的は理解できるが、そうであるなら、拡大の対象を振り込め詐欺に直接関連する犯罪に限るべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・通信傍受のような捜査手法には厳格な運用が必須であり、通信事業者による立会いが事業者負担だというなら、施設のみを借りるなどすればよく、通信傍受を身内だけしか居らずチェック機能の働かない警察の施設内で行うべきではないと考えるが、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。

重 徳 和 彦君（維新）

- ・通信傍受の新たな対象事件に係る加重要件となる一定の組織性の要件は、通信傍受が必要となるような事件であれば、当然に該当するような要件であり、現在の要件と比べても対象事件を限定する効果に乏しく、また、趣旨も明確でないと考えるが、その妥当性について、伺いたい。
- ・現行法による通信傍受について、必要最小限であるから憲法上も許されるという説明をしてきた政府が、対象事件の範囲を拡大する本法案を提出したことに鑑みれば、この「必要最小限」の解釈を政府が自由に変更し、今後も、対象事件の範囲を更に拡大していくのではないかと危惧を抱いているが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・通信傍受実施の際の通信事業者の立会いを不要とすることで、通信傍受が適正に行われなくなるおそれはないか、また、通信傍受の濫用的な実施に対する抑止力が働かなくなるおそれはないか、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。

畑 野 君 枝君（共産）

- ・通信傍受の実施に際して、犯罪関連通信等以外の通信の消去に関し、法に基づいて適正に消去されていることを検証する制度の有無及びその必要性について、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。
- ・傍受された通信にはプライバシーに関わるものも含まれると思うが、通信事業者から捜査機関へ傍受したデータを送信する際に、違法にデータがコピーされる可能性があると考えているが、警察庁の見解を伺いたい。
- ・本法案においては、通信傍受の実施に際し、立会人を不要とする制度を設けることとしているが、立会人を不要とする危険性について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・前回同様、本法案においても報道機関について医師等と同様の傍受禁止の規定を設けないのはなぜか。また、報道機関に対する通信傍受について、平成12年の法務省の依

命通知では、実施の対象とすべきでないとの留意を要請しているが、この通知に違反しても罪に問われないため、通知どおりの運用がなされない可能性があると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。

上 西 小百合君（無）

- ・数人が共謀して行われることは少ないと思われる現住建造物等放火を新たに通信傍受の対象犯罪に加える一方で、事件が多発していないことを理由としてテロ犯罪等を通信傍受の対象犯罪に加えなかったことは整合性がとれないと考えるが、見解を伺いたい。
- ・平成11年の通信傍受法成立以降、8万件を超える通信傍受が行われ、そのうち事件と無関係の通信は85%である。通信傍受の対象犯罪を拡大するに当たって、より効果的で事件の解決につながる通信傍受を可能とするために第三者機関による精査が必要であると考えているが、見解を伺いたい。
- ・労働組合、NPO及び市民団体が行う適法な活動が対象犯罪に該当するとして通信傍受の対象とされる懸念について、見解を伺いたい。